

芦屋市指定管理者選定・評価委員会 会議録

(総合公園)

日 時	令和3年10月21日(木) 14:30~16:45
場 所	芦屋市役所東館3階中会議室
出 席 者	<p>委員長 倉本 宜史 副委員長 赤澤 宏樹 委員 藤川 千代 委員 田中 徹</p> <p>市出席者 マネジメント推進課長 島津 久夫 マネジメント推進課主査 田中 孝之 マネジメント推進課課員 池島 秀起</p> <p>事務局 技監 都市建設部参事(道路・公園担当) 西田 憲生 道路・公園課長 岡本 和也 道路・公園課係長 小山 陽光 道路・公園課主査 南 善樹 公認会計士 角田 達哉</p>
事務局	道路・公園課
会議の公開	<p>■非公開</p> <p>選定・評価委員会において諮り、出席者4人中4人の賛成多数により決定した。</p> <p>〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕</p> <p><非公開とした理由></p> <p>審議の内容に法人情報が含まれているため、非公開とする。</p>
傍聴者数	非公開

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状・任命書交付(2・3号委員)
- (3) 出席者自己紹介
- (4) 会議運営に関する説明等
- (5) 委員長互選・副委員長の指名
- (6) 議題：外部評価(審議事項)

(7) 閉会

2 提出資料

- (1) 次第
- (2) 委員名簿・出席者名簿
- (3) 委員会タイムスケジュール
- (4) 評価審査要領及び評価基準（案）
- (5) 第三者評価結果（案）
- (6) 芦屋市指定管理者選定・評価委員会報告（案）
- (7) 施設及び指定管理者の調査票
- (8) 施設のパンフレット等
- (9) 仕様書
- (10) 事業報告書
- (11) 年度評価表
- (12) 事業計画書
- (13) 公募時の事業提案書・選定時の採点集計表
- (14) 道路・公園課事前調査報告書
- (15) 基本協定書
- (16) 年度協定書
- (17) 法人等の財務状況に関する書類
- (18) 芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例
- (19) 指定管理者選定・評価委員会規則
- (20) 各施設の設置管理条例

3 会議の成立

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第2条第1項により第1号委員から2人の委員が選出されている。この委員会は、委員定数が4人中4人の委員が出席しており、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条第2項により委員の過半数が出席していることから、会議は成立していることを確認した。

4 委員長，副委員長の選出

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第2条第1項及び第2項により委員の中から互選で倉本委員が委員長に選出され、同条第4項の規定に基づき、倉本委員長の指名により、赤澤委員が副委員長に選出された。

5 審議経過

倉本委員長： 事務局より審査要領の説明をお願いします。

事務局： 【資料4「評価審査要領及び評価基準」と資料5「第三者評価表（案）」に基づいて、審査要領の説明】

倉本委員長： ただいま事務局から説明がありましたが、質問はございますか。

各委員： 質問なし。

倉本委員長： それでは、事務局で作成した審査要領で進めることとします。事務局から、施設の概要をご説明いただき、その後、毎年、1年間の運営結果を評価されております「年度評価表」を基に、これまでの管理運営状況等についても説明をお願いします。

事務局： 【説明】

倉本委員長： 続きまして、本委員会に先立ち実施されました事前調査の概要の説明をお願いします。

角田公認会計士： 【14「道路・公園課事前調査報告書」に基づき、説明】

倉本委員長： それでは審査要領に沿って、各委員から質問をお願いします。

藤川委員： 課題の植栽管理に関して、計画時の項目については計画どおりやっているが、そのタイミングなどが市の意向に沿わず改善すべき点があるという理解でよろしいでしょうか。

南主査： 植栽管理の点については、実際回数としては事業計画どおり実施していますが、住民要望、ニーズや、園内でのいろんなイベントがある中、そのあたりのタイミングに不足があるという認識があるので、そのあたりを調整してやっていただきたいという意向を込めて、このような評価をしております。

藤川委員： お聞きする限りは、定期的に打合せ等をされているのであれば、実施時期などについても随時調整が可能なようにも思うのですが、それが何かできない理由等があるということでしょうか。

南主査： 除草等の時期等については、定例会等で調整しておるところでございますけれども、実際の業者の段取りなどがうまくいかないとかというのがありましたので、そのあたりの調整をやっていただくようこちらとしても指導しております。

赤澤副委員長： いただいている資料、回数などの判定はできるのですが、特に④のサービスの質の維持・向上のところも、先ほどの樹木管理のことなんかは、仕様書ではきちんと地域住民との関係を充実しなさいとかいうところの基本的な管理方針と深く関わるところで、管理運営協議会はきちんと年2回ぐらいを基準として実施することということで、市民ニーズを事業者自らがきちんと把握しようとしているのかということ、ヒアリングでもう質問することによってよろしいですか。

南主査 : はい、よろしくお願いします。

赤澤副委員長 : もう一点、コロナ禍の対応ということで、公園ではコロナ禍でイベントはできなくなっただけでも、来園者は増えており、全国どこでもおおよそ1.2から1.3倍になっています。サービスは直接できないけども、園内の除草などただいる環境をきちんと整えておくということが求められたりして、今までの計画を少し変えたコロナ対応が必要であることも一般的な公園ではいわれています。そういったことについては、計画には記載されていないような気がするのですが、やったかどうかも含めて指定管理者にはヒアリングで確認しますが、日常的に関わっている市としても、コロナ対応はできることもあれば限界もあるとは思いますが、その中で苦労したことなどがあれば教えていただければと思います。

岡本課長 : 昨年度の事業に関してコロナ対応が必要となっており、来園者が増えたというところがあり、室内よりは屋外でということで、出かけてくる場所として公園を利用されるというところはあったかと思えます。一方で公園内の飲食については規制をかけた時期もございました。その中で、先ほども話に出ておりました除草についても、年間計画の回数を必要に応じて増やすというようなことはなかなか難しいので、そこら辺のタイミングを図りながら実施するということが必要になると考えております。ただ、実際園内の点検をする中で、どの程度であれば除草が必要であるかとかという判断ということも必要にはなってきますので、その実際公園利用者の声というのを聞きながら、どのタイミングで、いかにスピーディーに伝えていくかということとところで、先ほどご説明させていただいた通り一定対応はしていただいていたかとは思いますが、やはり業者の日程の段取り、調整がなかなか難しかったところであると考えております。

赤澤副委員長 : 私の理解では、市から維持管理はお金が出ているけども、サービスは全て自主事業ということで、事業者の独立採算でやるという立てつけですので、コロナ禍でサービスができなかったからといって、人が増えてももうかるわけでもなく、その分基本の維持管理を増やさなかったことについてはマイナス評価をしない。ただ、タイミングが合わなくて、ニーズと合っていないところはきちんと見ましようという理解でよろしいですね。

岡本課長 : その通りです。

田中委員 : 自主事業で新しく3つ提案されているコンビニの設置と学童保育事業とドッグランについてですけれども、いずれも行政とも関わる事業としての内容もあるかと思えますが、それぞれの進捗について、行政としてそのように認識してらっしゃいますか。

南主査 : まずコンビニにつきましては、令和元年度オータムフェスタという総合公園のイベントがあり、そこでキッチンカーを呼びどれぐらいニーズがあるのかを把握しました。ただ令和2年度、令和3年度も引き続きですけども、コロナの影響によりイベントを開くことができない

かったので、今後コロナ収束後には、コンビニ設置の検討も具体的に動いていく段取りになるかと考えています。2つ目のドッグランにつきまして、こちらは地元との運営協議会の案件でございます。令和元年度に協議会を開催し、その中でどれぐらいそのドッグランのニーズがあるのかというのを市として把握しとかないといけないというご意見がございましたので、総合公園、芦屋川でアンケート調査を実施し、その結果を基にどういう形で進めていくという方針を内部で整理をしたのですが、これもコロナの影響もあって運営協議会自体が開くことができず、そこで止まっているという状況でございます。3つ目の学童事業につきましては、令和元年度に夏休みにプレイベントとして実施しましたが、こちらも令和2年度はコロナの影響で止まっている状況でございます。以上3つとも全てに共通することになりますが、コロナの影響で事業が止まっておりますが、動き出すタイミングになれば動ける状況でございます。

田中委員： 指定管理者のほうも3つとも実施の方向という認識でよろしいでしょうか。

南主査： はい。指定管理者も共通の認識をもっております。

島津課長： コンビニの設置には、実際条例改正とかせんとできないと思うので、その辺りの説明が欠けていると思います。キッチンカー云々というのは回答になってないかなとも。実際建ぺい率の制限を超えており、コンビニをつくろうと事業者が提案しても、法的にできない状況になっています。だから、事業者が提案したことを踏まえて、市も条例改正して併せて協力してやっていくということがないと成立しないと思います。

倉本委員長： その建ぺい率の規制というものに関しては、事業者さんは把握されているという認識でよろしいですか。実際そういう話が市と指定管理者さんの間ではまだ出てきてない状態なのでしょうか。

岡本課長： コンビニの設置に関しては、令和元年度のキッチンカーでのニーズ調査以降、指定管理者とは具体的にこういう形でというところまでという話はできてないような状況です。

倉本委員長： イメージとしては、指定管理者さんのほうもある程度需要が見込めるという段階になった後で市に相談をされて、実際に市が条例を改正するかどうかを判断されて、改正されたら実行できるという流れでよろしいですか。

岡本課長： その通りです。

倉本委員長： 先ほどご説明いただいた中で、SNS上での話がありましたが、それはもう解決済みという理解でよろしいでしょうか。

岡本課長： 地元の方から抗議の声を受けまして、芦屋市として指定管理者に対して厳重注意という形をとりました。この対応については、地元の方にもご説明をし、一定理解はさせていただいていると考えております。ただ、以前にも同じようなことがあった経過があり、再度ということが絶対ないようにということで地元からは強く要望を受けておりますが、一定の収拾はついていると理解しております。

倉本委員長： もう少し詳細をお話いただける範囲で教えていただけますか。

岡本課長： 南芦屋浜で高潮対策として実施されている護岸工事の関係で、工事完了後の護岸施設の利用方法などについて、兵庫県、芦屋市、指定管理者と地元の方との間で以前より協議しておりました。そんな中、その協議の中で出てないような話がSNS上で発信され、それを地元の方が見つけ事態が発覚しこのような事態になりました。発信者が、指定管理者の構成団体の方からであったため、指定管理者に厳重注意を行いました。

藤川委員： SNS発信をしているのは、指定管理者の名前ですか。それとも個人の名前ですか。

岡本課長： 個人です。

藤川委員： 個人なのであまり立ち入ったことまではお聞きはしませんが、指定管理者の責務が問われるようなことなのかどうか評価をする上では気になるころではあります。当然、個人情報管理とか、危機管理とか、そういった観点での評価が要りますので。それは、関わっている方の個人のSNSアカウントで出ているということなのか、指定管理者の構成団体の公式アカウントから出ているのかどちらでしょうか。

岡本課長： 公式アカウントからということではなく、あくまでも個人です。

倉本委員長： もう一点、先ほどご説明いただいた中で棒高跳び用のボックスとあと芝刈り機の管理の話ですが、ボックスに関しては設置場所が当初の台帳等にかかれていた場所から違うといったことで、台帳などにここに保管しますと書いてある部分というのは、変更はもう既にされていますか。

南主査： 既に変更しております。

倉本委員長： 分かりました。この芝刈り機の登録に関しても、ラベルをどちらか1台にはもう既に貼れたという理解でよろしいですか。

南主査： 芝刈り機については、その内1台が関係団体から持ち込まれていた物だったと分かったので、これから手続していく段取りで進めております。

藤川委員： 資料11の各年度の評価表の収支に関連して、令和元年、令和2年度とも収支差で約600万程度のプラスが計上されていると思いますが、主にどういった理由でプラスが出ているのかについて、所管課の見解をご説明いただければと思います。

赤澤委員： 私も同じことを思っておりまして、例えば資料11の2枚目の裏を見たら、収入のところで自主事業で1,000万ほど黒字、その他の合計でも100万円ぐらい黒字となっています。でも、それほどプラスマイナスは伸びてないということは、数字上では還元しているように見えるのですが、事業計画と実績、支出のところを見ても、支出が計画よりも多いところも結構あります。それがただ単に膨らんでしまったのか、きちんと公的などところに還元したのかという意図とか何か考えが聞ければと思っております。

島津課長： 事業報告書の10-2を見ていただきますと、この指定管理施設の特殊な部分がございます。南半分は県の土地で、市は県から管理委託料をいただいたおり、業務委託として指定管理者にお願いしています。10-2の報告書の最後のページはその委託に係る分の収支ですが、県の土地の維持管理の分というのはこれでいくとマイナスです。一旦、指定管理者から特別操出金のような形で県の土地の維持管理にお金回すような形を取っているのです。それで全体の収支としてはプラスになっております。もともと総合公園を整備したときに、市と県との領域が決っており、上半分は指定管理、下半分は業務委託というのが現在の形です。

藤川委員： 仕様書の15ページにも、明確に自主事業の収益の一部を公園に還元することについて検討するような文言が入っていると思います。収支状況は、南側の県から受託している部分を含めて見てもプラスだと思いますので、どこかから収支プラスが生じる要因があるわけで、もしその原因が自主事業であればその収益をじゃあどのように還元していくかということについて、具体的な検討がなされているかどうかをお聞きしたかったのですが。収支差がご説明いただけないということは、その還元についても具体的な検討が進んでいるわけではないという理解でよろしいですか。

岡本課長： 収益になっているところを還元する方法については、具体的にこういう形でという協議が進んでいるという状況ではございません。

倉本委員長： それでは、ただいまから指定管理者に入室いただきたいと思います。

指定管理者： 【入室・着席】

倉本委員長： それでは、まず指定管理者の担当の方より、これまでの管理状況等についてご説明願います。施設の概要につきましては、既に説明済みですので省略いただいて結構です。また、説明の中で特にアピールする点、課題となっている点なども含めて説明ください。説明時間

は概ね10分以内で簡潔にお願いします。説明の後、各委員から質疑を30分程度行いますので、それに対してご回答をよろしくお願ひいたします。

指定管理者： 【説明】

倉本委員長： ありがとうございます。それでは、委員の皆様から質問いただければと思います。

藤川委員： 収支の状況についてお伺いしたいと思います。ビーチ等の県の施設の部分を含めた全体的な収支の方で質問させていただきますが、令和元年度、令和2年度、2年連続収支プラスの状況になっているかと思ひます。それについては先ほど少し補足いただひいたかと思ひますが、松の剪定等の事業の件と、令和2年度の利用者が減ったけれども、収入を伴う部分の単価が少し上がった結果、全体としてはそこまで収入の減にはならなかったとはお聞きしました。それ以外の部分で、2年連続収支がプラスになっている点について補足をいただひければと思ひます。

指定管理者： まず固定でいただひている指定管理料が確実な部分の土台になっており、その次に収益の大きな柱というのが、3つあります駐車場です。ここが総合公園だけの利用者だけではなくて、釣り関係の方ですとか、近隣に来られた方とか、近辺にはここにしか駐車場がござひませんので、この駐車場の収益が安定的で確実な収益の柱となっています。利益を残すというような形になりますと、支出の部分で若干抑えられた部分やあるいは修繕の経費が思ったよりもかからなかったという部分が利益としてつながります。収入は駐車場の安定的なところと、スポーツコートが収入の柱となります。令和2年度に関しては、いろいろな形で制限はありましたが、夜間の受付業務が利用制限のため開かれなかったので、その分で人件費のカットができたとかという少しずつの積み重ねというところも利益が最終的に2年続けて同様の利益が残せたという結果になっていると思ひます。

藤川委員： ありがとうございます。令和元年度、特に自主事業収入が計画に比べても随分上回っている状況かと思ひます。これについて理由等を教えていただひますでしょうか。

指定管理者： 自主事業収支については、指定管理表の評価表に計画値が載っておりますが、自主事業の収入合計の事業計画とその他合計というところがござひまして、その2つを足すと事業計画としては2,000万円ほどに対して、1,500万円、1,600万円ぐらいという形になりますので、突出して高かったということにはなっていないのが現実でござひます。

藤川委員： それから、バーベキュー施設で計上されている自主事業の収益というのは、器具の貸出し等も含んでいるのでしょうか。

指定管理者： スペースの貸出料が100%になります。器具の貸出しはやっておりません。

藤川委員： ありがとうございます。あと、仕様書の中で、自主事業で収益を上げた場合にその一部を公園に還元する方法についても検討することが明記されています。それについて何かお考えなどがありでしたらお聞かせいただけますか。

指定管理者： 公園全体に対しての還元というような形にできればと思っているのですが、特に令和2年度は、コロナの自粛もあり行えておりません。今後、花壇の整備。例えば、数年前にバラを多く植えました、それを入れ替えたりしないといけないと考えております。また私自身の個人的な感情としましては、北駐車場にきれいなアジサイが非常に咲いており、満開の時期は非常にきれいです、駐車場に来られる方しか見られない状況ですので、例えばそれを植え替えて公園内に持ってきて、より四季を楽しめるような形で、花や草木をきっちり育てるような形に利用できればと考えます。

田中委員： 今回新しくコンビニの設置と学童事業とドッグランの3つの自主事業を提案として挙げていただいているのですけれども、それぞれの進捗の状況について、行政への働きかけの部分も含めてどういうふうに認識されているのか。今後あと2年半あるわけですけれども、方向性についてどういうふうに考えてらっしゃるのかというところを教えてください。

指定管理者： まず、学童保育の「あそりーと」ですけれども、これに関しましては令和元年の夏休みにトライアルとして10日間に募集をして、20名ほどの参加者を確保することができて、御参加いただいた方には非常に喜んでいただいております。結構ミズノらしい内容も取り込まれておりますので、本来であればしっかりした柱に育てられる御提案じゃなかったかなと思っておりましたが、残念ながら令和2年度、今年もコロナの影響で実施できていない状況です。来年には再度この内容をよりミズノとしてプログラムが増えているものも取り込みながら、取り組んでいきたいと考えております。続きましてドッグランですけれども、非常に犬関係の出入りというのが多い公園でありますので、当然公園の中は放し飼いでできないきないので、どうしても思い切って走らせてあげられる場所がないということで、ドッグランが、本当にその施設の必要性があるものかどうなのかをアンケートをとったりして取り組んで進めているときに、これもまたちょっと協議会のほうが開けずに、最終的にいろんな御意見を見ましたけれども、進めるのにいかがでしょうかというのが決め切れてない状況で昨年、今年と経過しています。来年もう一度仕切り直してそういったところの再度関係者、開催をした上で可否を進めていきたいなというふうには思っております。放し飼いの問題とかというのが、これと連動して解決をさせることができるのであればベストでもありますし、逆にそこがちょっと犬同士のトラブルの場になるというようなことがいろんなところで想定されるのであれば、時期尚早なのかなとも思っております。コンビニに関しましては、以前提案を上げさせていただいて、ちょっと2年度の事業計画書には上げてなかったのですけれども、再度以前出したことに対して、市さんのほうにまたここを進めることができますかという投げかけを今年させていただく予定です。どうしても公園内の周りには1キロもあるかないか分からない

んですけれども、スーパー、コンビニというのがちょっと遠い状況にあります。中に幾つかの自動販売機だけというような状況にもなっていますので、やはり年間で非常にたくさんの方が訪れることであれば、よりそういった利便性のある店があることによって利用者が喜んでいただけるというような形につながるのであれば、駐車の問題とかそういった課題をいろいろ上げながら、再度可能なのか、設置すべきなのかというところを考えていきたいというような形で、まだ仮定の状況でございます。

倉本委員長： ほかにご質問はございますか。

指定管理者： 先ほど収支の還元の部分で補足です。令和元年に陸上競技場の案内看板を3つほどつけさせていただいております。これは45万ほどかかっており、平成30年は別の案内看板をつけており、毎年30万から50万ぐらいの還元をやっていっているという状況です。ただ令和2年度には実施できておりません。

赤澤副委員長： 利用促進に関してどのような工夫をされたかということをお2点聞きたいと思っております。1つはニーズ把握を、その協議会のことも少しお話いただきましたけれども、協議会を含めて地域のニーズをどう把握しているのかということなんです。いろんな御提案の中に芝生グラウンドを幼児に解放するとか、自らが企画したことに対してニーズがあるのか、どこまで開発できるのかというふうな把握の仕方もございますし、協議会とかアンケートとかでゼロから、知り得なかったニーズがどんなものがあつたのかということを実現するというふうなニーズ把握の方法もありますけれども、そういったことをどうされているのか。例えば、代表例とか改善例とかを含めて教えてほしいのが1点です。もう1点は、イベントがコロナのためにできないということはもう仕方がないわけなんですけれども、一方で勝手に来て勝手に遊ぶという、居場所として公園の受け皿があつて来る人が増えているかと思っておりますが、そのために何か措置を取られたとか、居心地をよくするとか、居場所を増やすとかいうふうなことというのは何か工夫はされたでしょうか。その2つを教えてください。

指定管理者： まずニーズの把握については、グラウンドの無料開放をしております。基本グラウンドは個人利用ができないので、チームとして時間予約をしていただくというような形になっているのですが、日本は天然芝に触れるということが少ない環境なので、グラウンドの無料開放というような形で芝、グラウンドに触れていただくというような形のことでもスタートさせております。それ以外に関しては、何か足りないですかとか、ご要望の部分をアンケート調査で拾い上げております。スタッフの入れ替えもございますので、違う施設から来たスタッフのアイデアも引き出しながら対応している状況でございます。

居場所をよくする措置になるのですが、私自身この3月に来て、できるだけ時間が空いたときというのは公園の状況を見たりとか、来園者にお話をしたりする中で、「ここがお勧めですよ」「ああ、それは知りませんでした」みたいなちょっとした会話をだけで非常にうれしくなります。その中でも、ここ何か汚いねとか、ごみ結構あるよねということはない

ように、どこにでもぱっとマットを開いて座ってもらうとか、テントを建ててもいいやというような園内の環境状況づくり、清掃活動はまず一番気にかけてやっております。

あとは、本来は自分たちが気づかないといけないことですが、あそこに草が伸びていますよとか、蜂があそこに出ているとかというような市民の声に対しては、すぐに市役所の環境課の方に相談して対応策を協議したりとか、翌日にでも草木をちゃんとカットすることによって通り道を確保したりとか、気持ちよく使っていただくというような形での気遣いというところを重視してスタッフには対応してもらっています。

赤澤副委員長： 協議会とか共同事業も幾つもされているので、その中でニーズとか意見を聞いて、何か改善、実現ということはなかったですか。

指定管理者： 実現した事例でいうと、自治会からの要望により実現した、夏休みに小学生を対象にした海岸の磯場での活動があり、学者の方にも参加していただき子供たちに説明をしていただきました。これについては毎年続けていけたらと思います。それと、ニーズの把握についてですが、陸上競技場でクラブフットボールを毎年開催しており、芦屋市の小学校が5年生、6年生、400人ぐらい来られます。ここの促進という意味でフットボール協会を呼んで、去年からこの10月、11月で毎年1回試合を開催するようにしています。芦屋の地域というのは競技人口が非常に少ないので、競技人口の拡大を目指しています。甲子園ボールというアメリカンフットボールの前座試合で、西宮市の小学生の決勝大会というのをやっています。その中に芦屋市も入れていただいて、芦屋市と西宮市の小学生同士が決勝で、甲子園で戦える状況ができたかなということで、これに関してはもうフットボール協会のほうの了解は出ております。芦屋市の小学校のレベルがこのグラウンドを使ってできるかなというふうに思います。

赤澤委員： 分かりました。ありがとうございます。

指定管理者： あと追加ですけど、今SNSで情報発信をしており、フェイスブックに今総合公園は桜がきれいに咲いていますよとか、子供たち向けにザリガニが取れますよとかの情報を発信することで少しでも知っていただけるようにしており、来年にはインスタグラムとかツイッターとか、もう少しSNSの範囲を広げていきたいなと思っています。

赤澤副委員長： 今おっしゃった、ザリガニ取れますよ、バッタを取ってもいいよのようなこともセルフの1つで、皆さん何をしたいのか分からなくて、ただ来て、座るところに座ってお弁当食べて帰るしか公園やることないというイメージが多いですけども、勝手にやってもいいこととかの発信も、私がちょっと質問したような、セルフで、コロナ禍の中でも好きなときに来て、好きなことをして帰るといったような利用促進につながるの、そういった取組もこれからも努力していただきたいし、やっているということをきちんとアピールしていくほうがいいかなという気がしました。

指定管理者： 事業計画書で、春夏秋冬公園内でどういう花が咲いているとかいう内容を記載しています。これについては、ホームページにも掲載しており、お客様が来られたときにどういう花・植物が見られるのかを確認できます。

倉本委員長： では、時間になりましたので、ここで質疑を終了します。指定管理者の方々におかれましては、ここでご退席ください。ありがとうございました。

指定管理者： 【指定管理者 退室】

倉本委員長： それでは、総合公園の管理運営に関わる評価について、委員会としての意見をまとめていくこととなりますが、各委員におかれましては、お手元の採点表をまず全て御記入ください。採点表はお手元の【4-2「総合公園指定管理者評価基準」】にあります。委員名と採点結果を御記入いただきましたら、事務局への提出をお願いいたします。

各委員： 【評価について審議・採点表記入・採点表提出】

事務局： 【採点表の集計・採点結果表を配布】

倉本委員長： では、採点結果を配っていただきましたので、内容について事務局から御説明お願いいたします。

事務局： 【採点結果及び評価案の説明】

倉本委員長： 採点による評価はこのような結果となりましたが、その結果に対して、また点数外に特に配慮すべき点などにより、この評価を補正する必要はございますか。

各委員： 質問なし

倉本委員長： それでは、本施設の評価につきましては「A」といたします。その後の手続について、事務局から説明をお願いします。

南主査： 本日審議いただきました内容をまとめて、評価結果案を作成いたします。お手元の【資料6「報告（案）」】をご確認ください。案が作成でき次第、委員の皆様へ、送付させていただきます。内容をご確認いただきます。その後、評価結果を確定させ、委員長名により市長への報告書として作成します。また、本日の会議の議事録につきましても、案がまとまりしだい、各委員の皆様へ送付させていただきます。内容をご確認いただきます。最終的には、評価結果及び議事録をホームページにおいて公開させていただきます。

倉本委員長： 各委員の皆様におかれましては、後日、評価内容及び議事録の点検をよろしくお願ひします。市におかれましては、委員の皆様から出された意見など、指定管理者とも十分協議の上、今後の施設の管理運営に反映していただきますようよろしくお願ひいたします。以上で審議は終了します。委員の皆様におかれましては、円滑な会議進行にご協力いただきましてありがとうございました。